

令和元年度事業報告

会 長 和 田 博 恭

平成から令和に元号が変わり、新たな時代の幕開けとなった昨年度、17年振りに司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律が成立し、6月12日に公布されました。

今回の改正司法書士法では、司法書士が「登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家」であること、そして、その使命が「国民の権利擁護」を旨とし「自由かつ公正な社会の形成に寄与する」ことにあると明示されました。また、現行の懲戒制度において処分権者を法務大臣と改め、全ての懲戒処分に意見陳述の機会を保障するとともに懲戒の事由があったときから7年を経過したときは懲戒手続を開始することができないとする除斥期間の定めが新設されました。さらには、これまで2名以上の社員が必要であった司法書士法人について一人法人を認めて司法書士事務所の経営体制の多様化を図るなどの措置が講じられました。この改正法は本年8月を目途に施行することが予定されており、当会としてもこれに対応すべき会則その他諸規則の変更のための準備を進めてきました。

今次の司法書士法改正は、いずれも司法書士制度の基盤を整備するためのものであります。今後、司法書士制度のさらなる発展を目指していくためには、司法書士法改正において期待された司法書士の社会的役割を十全に果たしていくことが重要であるとの認識に立って各部所においてその取り組みを行ってまいりました。

全国的な問題でもある所有者不明土地の増加に関しては、昨年全面施行された「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」に基づき、関係省庁や自治体はその解消に向けた取り組みを始めたところでありますが、当会でも「中部地区所有者不明土地等に関する連絡協議会」（国土交通省中部地方整備局）の協力会員として参加し、自治体等からの問い合わせや相談に対する体制整備を進めております。また、法務局ではじまった表題部所有者等不明土地解消に向けた取り組みに対しては、所有者等探索委員の推薦を行うなどして協力をしてまいりました。

この所有者不明土地問題の解消に向けて、全国の法務局で行われている長期相続登記等未了土地解消作業については、愛知県は公益社団法人愛知県公共嘱託登記司法書士協会が相続人調査業務等を受託して進めているところです。そして、相続人調査後に法務局から相続人等に相続登記の申請を促す通知がされた際の相談等については、各地の司法書士がこれを担うことができるようにQ&Aを作成して会員に配布するほか、市民向けにホームページでもこれを案内した上で、専用の電話相談を実施するなどして対応してまいりました。この作業は本年度以降も継続して行われることとなりますので、相談体制の見直しと併せて相続登記の受託促進施策に繋げていきたいと考えております。

愛知県下で増加する空き家問題への対応としては、平成27年度から継続している空き家問題対策事業を進めており、これまで県下の34の市町村が設置する協議会等に委員として司法書士を推薦・派遣しております。また、各市町村の空き家対策の取組のための事業連携をするための協定を14の市町と締結し、所有者等の探索事務や自治体職員からの相談等の具体的な要請に対応してまいりました。

高齢者等の権利擁護事業については、2017年3月に閣議決定された「成年後見制度利用促進

基本計画」に基づき県下各地域で進められる高齢者等の権利擁護のための地域ネットワーク及び中核機関の整備に関し、「高齢者等権利擁護対策部」を中心に従来から実施している高齢者等の権利擁護に関する研究・研修・相談・広報といった各事業を公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート愛知支部と連携をしながら進め、さらには、弁護士会や社会福祉士会と共同した地域連携ネットワーク等の整備に向けた取り組み、名古屋家庭裁判所との協議を行ってきました。

行政手続等のIT化やオンライン化への動きに関しては、法務局が行うオンライン登記申請推進ワーキングチームに参画して、司法書士の実務現場からのオンライン登記申請についてのあり方等に関して意見を述べてきました。一方、本年1月6日に発生した法務省の基盤システムの不具合によるオンライン申請が長時間にわたって受付への遷移がしなかったといった事象については、登記制度を利用する経済取引等への影響を踏まえ、再発防止を求めるとともに、システムの不具合等によって同様の事象が発生したような場合には、法務局と司法書士会との間において正確な情報共有ができるような体制を整備することを法務局と協議しました。また、このような事態に即応できるように、本会から会員への迅速な情報伝達ができるよう見直しを検討しており、本年度の早い段階で移行できるように準備をしました。

平成17年度から設置している司法書士総合相談センターについては、相談予約や相談票の電子化等を進めて相談アクセスの改善をしてきたところでありましたが、情報社会の高度化や多様化に伴い単なる法的情報提供に留まる相談事業については、社会のニーズとの乖離が生じているのではないかと懸念もありました。そこで、社会事業部において相談事業の在り方についての抜本的な見直しも含めた検討を重ね、本年度から新たな体制として始めるための準備を整えてきました。

昨年も台風15号及び台風19号によって関東以北の地域に甚大な被害が発生したことは記憶に新しいところです。被害地域の市民への相談に対しては、日司連が実施する無料電話相談事業への協力をいたしました。昨年、愛知県内における大規模な自然災害は発生しなかったものの、司法書士事務所における危機管理については平時から備えておく必要があると考えて、司法書士事務所での災害対策に関するマニュアル等の情報提供や各支部研修会の機会等での情報提供の取り組みを始めたところであります。

本年2月に県内で最初の感染者が確認されたことから始まった新型コロナウイルス感染拡大の影響から2月末から年度内に予定していた全ての研修会やイベント等はこれを中止又は延期することといたしました。その結果、年度内に予定されていた倫理研修をはじめとする様々な事業が行えないという事態が発生いたしました。当会では会員の研修単位取得状況をホームページで公開しているということも踏まえて、緊急的に本年7月までの研修会で取得した単位を前年分に振り替えることができる特例措置を設けることを決定したところです。この新型コロナウイルス感染症をめぐる影響が長期化することも考えられますが、今後もその状況を見ながら柔軟に対応していきたいと考えております。

その他、各事業の詳細については、各部所及び委員会からの報告に譲りますが、昨年度における会員各位の本会事業に対するご協力を感謝するとともに、今後も一層のご理解とご協力をお願いする次第であります。

令和元年度 総務部事業報告

総務部長 三 浦 克 典

1. 品位の保持

会則第49条第2項に基づく会長から綱紀調査委員会への調査付託は14件（内、名古屋法務局からの調査委嘱は10件）あり、量定意見（会則第109条の2）は8件、注意勧告（司法書士法第61条・会則第106条）は2件、会長指導（会則第105条）は1件ありました。また、懲戒処分（司法書士法第47条・第48条）は0件でした。

会員に対する苦情は、事務局でこれを受け付け、副会長及び総務部、市民対応窓口で対応しました。苦情申立件数は61件でした。その内容は、総会資料【別紙】記載のとおりです。

新入会員オリエンテーション「司法書士執務に関する法令・会則と注意点」は、2回実施しました（第1回令和元年7月20日・第2回令和元年11月16日）。第3回令和2年3月21日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

2. 情報の公開

ホームページでは、研修会資料、委員会作成資料等の情報提供をしました。

FAX速報による情報提供をしました。

会務等の電子化（IT化）推進に向けた取り組みの検討を行いました。

3. 非司法書士対策

非司法書士排除の調査（司法書士法施行規則第41条の2）は、法務局からの委嘱に対応し、各支部の協力を得て全庁で実施し、本年度は、商業法人登記に重点を置いた調査を行いました。

非司法書士による司法書士法違反行為を調査するための組織作りの準備を行いました。

4. 諸規定の見直し

会則を改正しました（令和元年11月14日認可）。

役員手当支給規則及び同規程を改正しました。

業務賠償責任保険の事故処理に関する規程を改正しました。

登録事務取扱規程を改正しました。

会館管理運営規程を改正しました。

職員就業規程を改正しました。

その他会則、規則、規程の一部改正の準備をしました。

5. 福利厚生

福利厚生、会員間の連帯感醸成のためのレクリエーション事業を企画しました。

支部対抗ゴルフ大会は、支部長会と共催で開催予定（令和2年3月20日）でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

ソフトボール大会（令和元年10月19日）は、雨のため中止しました。

カレンダー、司法書士手帳を全会員に配布しました。

6. その他

司法書士業務賠償責任保険の支払い事件は0件でした。

登録調査委員会は開催されませんでした。

令和元年度 経理部事業報告

経理部長 細井久史

1. 全般

令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日）の一般会計及び特別会計（社会事業特別会計、会館特別会計、新人研修奨学基金特別会計）経理並びに会計書類の点検・決裁を行いました。また、適切な予算管理が行われるよう、各回の理事会へ収支計算書を提出しました。

2. 事務職員の昇給及び賞与の査定

事務職員の昇給及び賞与の査定作業を行いました。

3. 令和元年度の決算書類の作成

令和元年度の一般会計及び特別会計（社会事業特別会計、会館特別会計、新人研修奨学基金特別会計）の決算書類及び収支計算書の内訳表を作成しました。

4. 社会事業特別会計のあり方について

社会事業特別会計について、一般会計からの繰入金が多額となっているため、会費の見直し等を含め検討しました。

5. 令和2年度の予算書（案）の作成

令和2年度の一般会計及び特別会計（社会事業特別会計、会館特別会計、新人研修奨学基金特別会計）の予算書（案）を作成しました。

令和元年度 企画部事業報告

企画部長 佐々木 聡 史

令和元年度の企画部の事業について、以下のとおり報告します。

1. 全般

司法書士は、従来からの登記業務、裁判業務に加え、その専門的知見を活かした様々な業務を取り扱うことができ、市民からもそのような業務を行うことを期待されています。そして、司法書士の業務について市民にPRしていくことは、司法書士へアクセスしやすくし、市民の権利の擁護に寄与することとなります。

企画部が行う事業は、業務の改善に関する企画、業務関係法規その他業務に関する調査統計及び研究に関する事項です。今年度も、市民から求められていることに司法書士が応えていけるように、研究を進めました。

その中で、市民に向けて司法書士をPRする活動として、企画部単独事業ではありませんが、他部所と連携を意識した取り組みをし、令和元年11月には、通算5回目となる名古屋商工会議所における「事業承継セミナー」を、そして令和2年2月には、同じく通算4回目となる名古屋法務局と共催で「商業登記セミナー」を実施しました。その他、事業承継ネットワークに参加する等、司法書士会外部に情報発信ができました。

2. 調査・研究活動等

今年度も、各委員会がそれぞれに定めた研究テーマに沿って調査・研究活動を行いました。また、会員研修への講師派遣も行い、多くの会員の方々に参加いただきました。

研究内容については、研修会開催や会員専用ホームページに資料を掲載する方法で会員の皆様へお伝えする予定です。

その他、各委員会の詳細な活動報告は、後掲のとおりです。

3. 組織・運営

(1) 研究内容の検討

市民からのニーズを想定した上で、愛知県司法書士会会員から参考資料を求められ、又は将来求められると思われる分野について、企画部会で報告、検討しました。

そして、定期的に関催する企画部会において、各委員会の研究の進捗具合を報告し、他の委員会の状況を互いに参考にしながら、研究を進めました。委員会同士で役割分担し、情報交換をして、各委員会の研究がよりよくなるように努めました。

(2) 改正法への対応の検討

近年、業務に関する法改正が続いていることから、これに対応する方法を検討するため、研修所、広報部、企画部で合同会議を開催しました。その結果、既に改正されている法律については、市民向け、会員向けに広報、セミナー及び研修会を開催するとともに、改正法案の段階から注視

することが必要と考えるに至り、これを受けて、令和2年度では企画部内で改正法案についての情報提供に取り組むこととしました。

(3) 図書室の整備

例年どおり、必要な図書を購入し、蔵書の充実を図りました。

4. 法務局とのオンライン登記申請についての協議

名古屋法務局において開催された、オンライン登記申請推進ワーキングチームの会議に4回参加し、登記のオンライン申請を利用しやすくするための方策の議論を行いました。その成果としては、正午までにオンライン申請の受付があった所有権の移転（売買）及び担保権の設定等の登記について、あくまで行政サービスとしてではありますが、法務局側で、速やかに申請情報と登記原因証明情報の内容確認を行い、却下事由がある場合には午後2時までに資格者代理人に連絡をする運用がなされるようになりました（詳細は令和元年度第4回企画部通信参照）。また、オンライン登記申請の利用に関するアンケートを実施し、これを通じて、オンライン申請についての司法書士の意見を名古屋法務局へ伝えることができました。

令和元年度 広報部事業報告

広報部長 遠藤真歩

広報部は、司法書士会が行う対外的な事業（各種相談会やセミナー、電話ガイドや総合相談センター等）を広く市民へ周知させるための広報活動を行うこと、そして社会に対し司法書士制度を広報するといった役割を担っています。また、会報を発行して、会員の業務に資するための情報を提供し、かつ司法書士会の事業の報告等を行っています。

司法書士制度の利用者である市民に向けては司法書士会の公益的事業の情報を、会員に向けては業務に関する情報を、わかりやすく、正確に、かつ効果的に届けることを意識して広報活動を実施しました。

令和元年度は、相談会事業や各種セミナー等が積極的に開催されたことにもない、新聞・自治体広報・チラシ・ポスターなどさまざまな広告媒体を利用して事業の告知を行いました。

制度広報の一環としては、昨年度に引き続き名古屋法務局との共催で商業登記セミナーを、名古屋商工会議所と共催で事業承継セミナーを開催しました。また、ラジオのオリジナルコーナーで司法書士及び司法書士の業務内容について紹介しました。

広報活動については、実質的な充実化を図るため社会事業部・企画部・空家問題等対策部等との連携をより強化することに努めました。

1. 司法書士会事業のマスコミへの広報

- (1) 司法書士会の各事業の案内、対外的 PR については、電話・FAX・メール等により各報道機関に配信したうえ、必要に応じて直接、新聞社やテレビ局などへ事業の趣旨の説明や案内を行いました。

9月に開催された「高齢者のための無料相談会」ではテレビ局の取材報道があり、ニュース放送後には相談が数多く寄せられました。また、2月に開催された「親子法律教室」についてもテレビ局の取材が入り、開催当日のニュース番組でその様子が報道されました。

- (2) 11月に開催された「セクハラ・パワハラ相談会」について、司法記者クラブにおいて報道関係者に直接説明を行い、新聞2紙に開催告知の記事が掲載されました。また、2月に開催された「商業登記セミナー（名古屋法務局共催）」について、名古屋経済記者クラブにおいて報道関係者に直接説明を行いました。

2. パンフレット・チラシ等の製作

司法書士及び司法書士会の認知度を高めるため、各種セミナーのチラシの作成や総合相談センターのリーフレットの一部改訂を行いました。また、司法書士制度の維持・発展のため、学生等次世代への広報活動を行うためパンフレットを製作しました。

3. 会報発行

通常号は隔月発行、連合会総会特集号と合わせて計7号、予定通り発行しました。

4. 制度広報・事業の広告など

- (1) 各種相談会や商業登記セミナー等について、中日新聞や日本経済新聞に広告を出稿しました。
- (2) 空家問題について、読売新聞に記事広告を出稿しました。
- (3) ラジオのオリジナルコーナーで司法書士及び司法書士業務について紹介しました。

5. 新聞名刺広告

多くの会員のご協力をいただき、10月1日の「法の日」と2月の「相続登記はお済みですか月間」に際し、中日新聞紙上で名刺広告を行いました。

6. ホームページ

「民法（相続法・債権法）の改正」や「長期間相続登記等がされていないことの通知」についてなど市民の関心が高いと思われる事項に関するページを新たに設けました。

また、各種相談会やセミナー等の開催告知や法務局からの「休眠会社・休眠一般法人の整理作業」についての通知に関する情報発信を行いました。

7. 他部所・他団体との連携事業

- (1) 令和元年7月18日（木）及び令和元年11月20日（水）、企画部と連携し、名古屋商工会議所と共催で事業承継セミナーを開催しました。
- (2) 令和元年9月7日（土）・8日（日）、空家問題等対策部と連携し、全国ふるさと県人会まつりに参加し、相続登記の促進を図るため広報活動を行いました。
- (3) 令和2年2月13日（木）、企画部と連携し、名古屋法務局と共催で商業登記セミナーを開催しました。

8. 対外交流活動

名古屋自由業団体連絡協議会

加盟団体として下記行事に参加しました。

- ◇ 令和元年 5月 9日（木）
～大学生のための資格業ガイダンス～名古屋大学
- ◇ 令和元年 6月 3日（月）
～大学生のための資格業ガイダンス～愛知学院大学名城公園キャンパス
- ◇ 令和元年 6月12日（水）
～大学生のための資格業ガイダンス～名城大学天白キャンパス
- ◇ 令和元年11月29日（金）
～大学生のための資格業ガイダンス～愛知大学名古屋キャンパス
- ◇ 令和元年 6月 6日（木）第25回「自由業フレッシュマン・フォーラム」
- ◇ 令和元年10月17日（木）第2回「自由業中堅フォーラム」
- ◇ 令和2年 1月26日（日）第38回「生活お困りごと無料相談会」

令和元年度 社会事業部事業報告

社会事業部長 山田 雄一

1. 不動産登記に関する相談・問い合わせに対する対応

今年度は、法務局から長期相続登記未了土地に関する通知文が市民に送られたこともあり、その相談に対する電話相談会を開催しました。

当初予定していたよりは相談件数としては少ない印象ではありましたが、法務局からの通知文も継続して送付されることから、継続して相談に対応していきます。

9月7日、8日の2日間ふるさと全国県人会まつり2019に、愛知県司法書士会のブース出展をし、全国各地の空家問題や相続に関する相談に対応しました。

ふるさと全国県人会まつりでは、参加されている市民に対し、「相続登記の専門家は？」という問題に対し、司法書士、行政書士、弁護士等から選択してもらうクイズをしていただいたのですが、「司法書士」と正解される方が少なく、司法書士の知名度の低さを痛感いたしました。

名古屋自由業団体連絡協議会主催の生活お困りごと相談会に相談員を派遣しました。

2. 消費者問題、多重債務問題への取組み強化

- ・愛知奨学金問題ネットワークシンポジウムへ委員派遣を行いました。
- ・愛知県多重債務者対策協議会へ委員派遣を行いました。
- ・愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画策定会議に参加しました。

ギャンブル等依存の問題に関しては、愛知県でもカジノ誘致が検討されており、多重債務問題の再燃も考えられることから、連合会の開催する勉強会、精神保健福祉センター開催の研修会へ参加しました。

- ・第39回クレサラ・生活再建問題被害者交流集会へ委員派遣を行いました。
- ・東海財務局の多重債務相談へ相談員派遣を行いました。

3. 司法アクセス困難者への対応

- ・愛知県被害者支援連絡協議会の検討会議へ委員派遣を行いました。
- ・愛知県、名古屋市の委託事業のゲートキーパー研修を開催しました。

今年度はメンタルヘルスに関する研修、相談技法に関する研修を開催しました。

- ・一般財団法人日本自殺予防学会総会へ委員派遣を行いました。
- ・ブロック別法テラス担当者会議に参加しました。

当会では法律扶助の家事事務手続きでの利用が低迷しておりますが、他県会から成年後見申立書作成や相続放棄申述書などの書類作成での民事法律扶助の利用が多いとの報告がありました。

- ・その他、社会事業部が開催した司法アクセス困難者に向けた主な相談会は以下のとおりです。

- ①高齢者のための相談会
- ②女性のための相談
- ③台風19号被害の電話相談

4. 紛争解決機能の強化

今年度、当会は連合会の人権侵犯被害救済手続モデル会として指定されたこともあり、セクハラ・パワハラ問題についての研修会を開催し、その後、電話相談会を開催しました。

法テラス愛知事務所において司法書士の業務についての理解を深めて、司法書士へ相談できる案件を知ってもらうために、法テラス愛知との意見交換会や、職員向け研修を開催しました。

5. 若者への対応

- ・ 中学、高校、児童養護施設へ出前授業市民法律教室を開催しました。
- ・ 親子法律教室を開催しました。
- ・ 名古屋市消費生活フェアへ委員派遣を行いました。
- ・ なごやかステップアップセミナーへ委員派遣を行いました。

6. 相談員の育成

法テラス地方事務所相談へ希望する会員のオブザーバー参加や、新人会員向けの実務に役立つゼミナールなどを開催しました。

今年度も各種様々な相談会の開催、相談員の派遣を行ってきましたが、相談員となってもらえる会員が不足しています。

各会員が安心して相談員として参加できるように、研修、ゼミナール等の情報提供を行ってきましたが、相談員の増加にはあまり繋がっていないと感じています。

令和元年度 研修所事業報告

研修所所長 高山孝治

研修所では、会員が司法書士としての氏名及び職責を全うするため、司法書士としての倫理の保持及びその業務遂行能力の向上を図ることを目的として、以下のとおり研修の企画及び運営等の事業を行いました。

1. 組織・運営

研修所の事務を「会員研修」「新人研修」の2つに分掌し、さらに「会員研修」の担当を一般集合研修（A担当）とそれ以外の研修及び研修方法の検討等（B担当）とに役割を二分して、各々分担しました。

会員研修A担当

副所長	丹羽 こそえ（名古屋中央）		
所員	谷口 貴（春日井）	石田 周（熱田・海部）	
	尾澤 辰弥（東三河）	春日井 未琴（一宮）	
	都築 典久（西三河）	中嶋 剛士（名古屋東）	

会員研修B担当

副所長	瀧田 安恵（半田）		
所員	正村 悠記（名古屋東）	野田 啓紀（熱田・海部）	

新人研修担当

副所長	田邊 崇（名古屋東）		
所員	岡浦 和義（名古屋東）	小山 真美（名古屋東）	
	三浦 知将（名古屋中央）		

2. 会員研修（単位制研修）

（1）一般集合研修

民法（債権法・相続法）の改正内容を中心に、後掲頁記載のとおり14回の集合研修を開催しました。とりわけ債権法の改正については10月から12月にかけて7週間連続での研修を開催し、これらの収録内容については、会員の必要に応じて適宜、本会ホームページ上で視聴できる常況にしました。

後見業務については例年同様にリーガルサポートとの共催研修として実施しました。

また、連合会主催研修会のインターネット配信による受信会場としての運営についても、後掲頁記載のとおり2回開催しました。

なお、企画・運営の準備が調っていましたが、イベント等自粛要請の関係で中止した一般集合研修は次のとおりです。

・令和2年3月14日（土）開催予定

テーマ 「司法書士執務（倫理）管理研修会」（映像ライブラリ研修）

講師 木村美隆 氏（中央大学大学院法務研究科教授）

・令和 2 年 3 月 21 日（土）開催予定

テーマ 「対話型調停と会話分析～コミュニケーションの可視化」

講師 北村隆憲 氏

（2）研修会場の混雑緩和並びに研修受講機会の確保

本会会場の混雑緩和並びに遠方会員の利便向上を目的とするWEB会議システムを利用した会員研修会のライブ中継については、一般集合研修のうち3回において実施し、会員への意識定着を図る観点から、西三河支部及び半田支部の協力のもと、すべて岡崎及び半田地域の2会場にて設置・運営しました。なお、令和2年3月21日（土）に開催予定の研修において豊橋会場の増設準備が調っていましたが、前述のとおり中止しました。

このほか、本会会場の混雑緩和の観点から、収録可能な研修会について講義の収録DVDを各支部事務所に送付して支部研修で役立てていただくとともに、2回の単位通知発送や隔月発行の会報誌面などを通じて、本会ホームページでの視聴や会員への貸出し、日司連研修総合ポータルサイトにおけるeラーニングや研修ライブラリについて、研修会場以外での受講方法について周知をおこないました。

（3）研修単位の変更等への対応

個別に単位通知を2回発送するとともに、「12単位のうち8単位以上は甲類研修により取得するものとし、そのうち2単位以上は倫理研修によって取得しなければならない」とする旨の取得単位数に関する変更や、単位制研修に関する「指導要領」に基づく取扱いについて、個別単位通知、会報、速報を通じて周知をおこないました。

また、これらの変更に伴い、倫理研修について会員の受講機会を確保する必要があるため、本会ホームページで視聴可能な研修のうち該当するものについて倫理に関する単位を明示するとともに、一般集合研修の企画においてもその内容に配慮しました。

（4）実務基礎ゼミナール

主としてeラーニングとグループ研修を組み合わせた形式で連合会から提供がなされる新入会員研修プログラム教材の中から、「司法書士と相続に関する家事事件」を取り上げて内容を検証し、相続法改正に対応する部分を加筆するなど改編・再構築しました。

申込みのあった受講予定会員にあてて課題の事前送付や推奨eラーニングの案内等をおこない、次のとおりグループ研修を開催する運びでしたが、イベント等自粛要請の関係で中止しました。

・令和 2 年 3 月 7 日（土）開催予定

テーマ 「司法書士と相続に関する家事事件」（グループ研修）

なお、改編・再構築後の研修教材については、各支部にあてて次年度支部研修の教材として提供する旨を案内しました。

3. 年次制研修

年次制研修は、司法書士が必ず身につけていなければならない職業倫理の保持を目的として、連合会の規則に基づいて実施するもので、全員が、登録後満3年目及び満8年目、以後5年を加えた年に

参加（任意受講と区別する意図で「参加」と規定されています）しなければならない研修です。平成17年度から実施されており、今年度は通算15回目にあたります。本会研修所においては、令和元年9月8日（日）・10月20日（日）・11月17日（日）の3日程にわたって、その運営を担いました。

今年度対象者281名のうち、退会者を除く猶予申出者等の欠席者6名については、同要領に基づき次年度の年次制研修に参加すべき旨の連絡をおこないました。また、複数年にわたって参加が困難と認められる対象者1名については、面談の上、代替措置にて修了しました。

4. 新入会員オリエンテーション

新規登録者を対象に、総務部と協働して次のとおり新入会員オリエンテーションを開催しました。

- 日時： ①令和元年7月20日（土）10:30～12:00（参加者13名）
②令和元年11月16日（土）10:30～12:00（参加者7名）

内容： 司法書士執務に関する法令・会則と注意点

講師： ①堀田泰司総務部理事 ②廣瀬成隆総務部理事

なお、①については一般会員の倫理単位対象の視聴研修として、本会ホームページ上で視聴できる常況にしました。また、開催準備が調っていた令和2年3月21日（土）（予定講師：早川晃司 総務部理事）については、イベント等自粛要請の関係で中止しました。

5. 新人研修

(1) 配属フォロー研修

平成30年度司法書士試験合格者を対象に、一連の新人研修のフォローを目的として、次のとおり研修会を実施しました。

「第1回」

日時： 平成31年4月6日（日）10:00～17:00（参加者22名）

内容： ①本人確認と懲戒 ②表題登記と区分建物 ③司法書士の危機管理と災害相談支援

講師： ①和田博恭会長 ②戸田吉隆会員 ③江里二郎社会事業部長

「第2回」

日時： 令和元年5月12日（日）13:30～17:00（参加者17名）

内容： 簡裁訴訟代理等関係業務

講師： 八神 聖会員

「第3回」

日時： 令和元年6月15日（土）10:00～17:30（参加者17名）

内容： ①隣接各士業法と業務の範囲（業際問題の考え方） ②会務紹介
③司法書士として知っておきたい税務 ④成年後見制度

講師： ①高山孝治研修所長 ②各部所長等 ③春日井未琴研修所員 ④三田佳央会員

なお、①については一般会員の倫理単位対象の視聴研修として、本会ホームページ上で視聴できる常況にしました。

(2) 配属研修

令和元年度司法書士試験合格者を対象に、配属指導員のもとで行われる実地研修及びこれに先立つマナーや基本的知識にかかる集合研修又はグループ研修等（基礎編1・2）により実施しました。

「基礎編1」

日時： ①令和元年12月1日（日）10：00～16：45（参加者24名）
②令和元年12月8日（日）10：00～11：50（参加者23名）
③令和元年12月15日（日）10：00～16：30（参加者24名）

内容： ①司法書士入門、戸籍の見方等 ②商業登記 ③不動産登記、裁判実務

「基礎編2」

次の日程で開催準備が調っていましたが、イベント等自粛要請の関係で中止しました。

日時： ①令和元年3月7日（土）10：00～17：00
②令和元年3月8日（日）10：00～16：00

内容： ①「基礎編1」の復習、マナー・コミュニケーション ②倫理

「実地研修」

令和元年3月9日（月）から4月18日（土）のうち連続する4週間を原則として実施し、修了予定者は10名。なお、これに先立ち令和元年2月1日（土）、本会にて連合会実施要領に基づく指導員との連絡調整のための打合会を実施しました。

7. その他

以上の各事業についての企画、準備、報告等及び研修単位認定等のため、全体会議5回、会員研修A担当者会議6回、会員研修B担当者会議5回、新人研修担当者会議6回を開催しました。また、支部研修担当者との情報共有、意見交換等を目的とした合同会議1回を開催しました。